

平成27年7月31日

平成27年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人建築研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 平成26年度の契約状況

国立研究開発法人建築研究所における平成26年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は64件、契約金額は5.1億円である。また、競争性のある契約は42件（65.6%）、4.2億円（82.3%）、競争性のない契約は22件（34.4%）、0.9億円（17.7%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は175.0%の増、金額は350.0%の増）が、この増加分は、契約の相手方が製造者に特定される研究機器の保守・点検について、平成26年10月に総務省から「随意契約によることができる具体的なケース」が示されたことを踏まえ、契約監視委員の了解をとった上で、研究開発業務に関連する5つの事例について随意契約ができるものとする趣旨の「独立行政法人建築研究所の随意契約に係る事務について（試行）」を定め、これに基づき随意契約（試行）を行ったものである。

表1 平成26年度の国立研究開発法人建築研究所の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(74.6%) 50	(80.0%) 3.2	(59.3%) 38	(76.5%) 3.9	(△24.0%) △12	(21.9%) 0.7
企画競争・公募	(13.4%) 9	(15.0%) 0.6	(6.3%) 4	(5.8%) 0.3	(△55.6%) △5	(△50.0%) △0.3
競争性のある契約（小計）	(88.1%) 59	(95.0%) 3.8	(65.6%) 42	(82.3%) 4.2	(△28.8%) △17	(10.5%) 0.4
競争性のない随意契約	(11.9%) 8	(5.0%) 0.2	(34.4%) 22	(17.7%) 0.9	(175.0%) 14	(350.0%) 0.7
合計	(100%) 67	(100%) 4.0	(100%) 64	(100%) 5.1	(△4.5%) △3	(27.5%) 1.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 平成26年度の一者応札・応募の状況

国立研究開発法人建築研究所における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は24件（57.1%）、契約金額は1.0億円（23.8%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約は件数・金額ともに減っている（件数は25.0%の減、金額は52.4%の減）が、主に前述の試験研究機器の保守・点検について、随意契約を試行したことによるものである。

表2 平成26年度の国立研究開発法人建築研究所の一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	27 (45.8%)	18 (42.9%)	△9 (△33.3%)
	金額	1.7 (44.7%)	3.2 (76.2%)	1.5 (188.2%)
1者以下	件数	32 (54.2%)	24 (57.1%)	△8 (△25.0%)
	金額	2.1 (55.3%)	1.0 (23.8%)	△1.1 (△52.4%)
合計	件数	59 (100%)	42 (100%)	△17 (△28.8%)
	金額	3.8 (100%)	4.2 (100%)	0.4 (10.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、少額随契を除く全ての分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 全ての調達に共通する事項

少額随契を除く全ての調達について、透明性・公平性の確保するとともに一者応札・応募を改善するため、従来から実施してきた①～⑨を継続して実施するとともに、過去の発注において類似の発注案件が一者応札・応募だった場合は、更なる公告期間の確保を義務付ける。

【一者応札・応募への改善策として、当該取組を実施する】

- ① 契約審査会による定期的な契約の点検の実施
- ② 公告期間の十分な確保
- ③ 応募要件の緩和・見直し
- ④ 準備期間の十分な確保
- ⑤ タイムリーな調達情報の提供
- ⑥ 発注予定情報の公表
- ⑦ 参加要件の更なる見直し
- ⑧ 準備期間の十分な確保
- ⑨ 履行期間の十分な確保

## (2) 他機関との共同調達

共同調達について、経費節減等の観点から、従来より①～②の事項について共同調達を実施してきたが、平成27年度においては、新たに③の共同調達を実施していくことにより経費の節減を目指す。

**【経費の縮減を図るため、当該取組を実施する】**

- ①つくば5機関（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所）による共同調達
  - ・コピー用紙、トイレトペーパー、事務用消耗品、OA用消耗品、物品運送等
- ②国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所との共同調達
  - ・施設管理・運營業務
- ③国土技術政策総合研究所（立原地区）との共同調達
  - ・構内除草せん定業務

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

### (1) 随意契約に関する内部統制の継続

随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審査会（総括責任者は理事長）に諮り、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとした内部統制を継続して実施する。

**【少額随契を除くすべての特命随意契約を対象とする】**

### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ・コンプライアンス講習会の開催
  - 発注者綱紀保持を含むコンプライアンス講習会を定期的実施する。
- ・調達に関する内部チェックマニュアルの随時改訂
  - マニュアルの内容について、その時点において適正であるか否か、発生した不祥事の原因や国立研究開発法人建築研究所会計規程等との整合性の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を行う。
- ・コンプライアンス携帯カードの作成・配布
  - 常時携帯することが可能なサイズのカードにコンプライアンスに関するルール等をコンパクトにまとめたものを作成し、全役職員に配布する。

**【コンプライアンス講習会の開催。必要に応じた内部チェックマニュアルの改訂。全役職員にコンプライアンス携帯カード配布】**

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事長

副総括責任者 理事

メンバー 研究総括監、総務部長、企画部長、総務課長、会計課長、  
企画調査課長、情報・技術課長

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人建築研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。